

山梨県農村地域活性化農道整備事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、山梨県が事業主体となって行う農村地域活性化農道整備事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 農村地域において緊急に対応しなければならない課題に応じて、早急に行う必要がある農道の整備を推進し、もって農村地域の振興と生活環境の改善に資する。

(事業の実施)

第3 この事業の事業主体は、山梨県とする。

(事業内容)

第4 この事業は、次に掲げる事業内容を実施する事業を対象とする。

- (1) 国庫補助事業と地方単独事業とを、効果的に組み合わせて実施する次の農道整備事業
 - イ 促進型事業：国庫補助事業と地方単独事業の施行区間を区分して行う事業
 - ロ 合併型事業：国庫補助事業と地方単独事業の施行内容を区分して行う事業
- (2) 地方単独事業として実施する農道整備事業

2 前項の事業対象の内（2）の地方単独事業で実施する農道の場合は次の要件をすべて満たす事業に限るものとする。

- イ 集落間、又は集落と基幹的道路、若しくは基幹的公共施設等との間を結ぶ農道で、農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良等の事業
- ロ 山梨県が実施し、市町村が管理することとなる農道の開設、改良等の事業であって県営土地改良事業で造成された農道、施設と密接に関連があり、実施する事によりその効果が著しいと特に認められるもので、受益面積概ね10ha以上、幅員4m以上であること。

(事業の申請)

第5 第4の（1）、（2）により申請する各事業について、市町村長は、採択申請書（様式－1）に事業実施に関する確約書（様式－2）を添えて、事業実施を希望する前年度の1月末日までに知事に提出するものとする。

2 農務事務所長は、申請書（様式－1）及び確約書（様式－2）を審査表（様式－3）により審査し、知事に進達するものとする。

(事業の採択)

第6 知事は第5で申請があったときは、申請内容を審査し、この事業を実施することが適当であると認めたものについては予算の範囲内で採択し、その旨（様式－4）を市町村長及び農務事務所長に通知するものとする。

(事業の変更)

第7 市町村長は、この事業の内容に変更を希望する時は、事業変更実施申請書（様式－5）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請があった時は、第6の規定を準用する。（様式－3）、（様式－6）

(費用負担)

第8 市町村の負担は、地方財政法27条に基づき、市町村長の意見を聞き県議会の議決を経て徴収するものとする。

(譲与)

第9 事業によって造成された施設は、山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例に基づき譲与し、市町村が管理するものとする。

(経由)

第10 この要綱により知事に提出する書類は、当該区域を管轄する農務事務所を経由しなければならない。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たって必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

(様式－ 1)

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村名 印

農村地域活性化農道整備事業採択申請書

下記地区について、農村地域活性化農道整備事業に基づく農村地域活性化農道整備事業として採択されたく、同要綱第5により事業計画の概要書を添えて申請します。

なお、採択のうえは同要綱の規定による義務を忠実に遵守します。

地区名	関係 市町村名	受益面積	事業量	総事業費	全幅	備考
		ha	m		m	

注) 備考欄には関連する事業名を記入する。

添付書類

イ) 農村地域活性化農道整備事業計画概要書。

ロ) 添付図面 位置図及び受益面積、接続路線の判るA4サイズの見取り図を作成。

(様式－2)

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村名 印

確 約 書

農村地域活性化農道整備事業 地区の事業完了後は、当市町村において管理いたします。

記

1. 工事場所 郡 町 地内
2. 工事概要

(様式—3)

山梨県農村活性化農道整備事業（変更）計画審査表

事業名		地区名	
審査項目	判定	内訳及び意見等	
1 県営事業との関連	適 否		
2 接続路線	適 否	路線名 幅員	
3 受益面積	適 否	ha	
4 施設の管理体制	適 否		
5 事業の効果	適 否		
総合判定以上の項目について審査した結果、計画は適当と認められる（ない）			
令和 年 月 日			
(審査者)		農務事務所長	
		氏名	印

(様式－４)

第 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

農村地域活性化農道整備事業採択通知書

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった下記の地区について、農村地域活性化農道整備事業として採択することに決定したので通知します。

記

地区名

所在地

関係市町村

(様式－5)

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

農村地域活性化農道整備事業変更実施申請書

令和 年 月 日付 第 号をもって採択のあった農村地域活性化
農道整備事業の実施について、下記のとおり変更していただきたく申請します。

記

- 1 地区名
- 2 変更の概要
- 3 変更を必要とする理由

(様式－6)

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

農村地域活性化農道整備事業変更承認通知書

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった下記の地区の計画変更
について適当と認め承認することに決定したので通知します。

記

地区名

所在地

関係市町村